

平成 27 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社BCJ-22  
代表者名 代表取締役 杉本 勇次

株式会社雪国まいたけ株券等（証券コード 1378）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社BCJ-22（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 27 年 2 月 24 日、株式会社雪国まいたけ（以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 27 年 2 月 24 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 27 年 4 月 6 日をもって終了いたしましたので、その結果について、下記のとおりお知らせいたします。なお、本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。

## 1. 買付け等の概要

### （1）公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社BCJ-22  
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号

### （2）対象者の名称

株式会社雪国まいたけ

### （3）買付け等に係る株券等の種類

- ①普通株式
- ②新株予約権

平成 24 年 6 月 28 日開催の対象者定時株主総会の決議及び平成 24 年 7 月 25 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された第 11 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

### （4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
35,872,368 株	18,454,521 株	— 株

（注 1）応募株券等の総数が買付予定数の下限（18,454,521株、保有割合51.44%）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（18,454,521株、保有割合51.44%）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（18,454,521株、保有割合51.44%）は、公開買付者が、株式会社第四銀行、株式会社りそな銀行、株式会社あおぞら銀行、株式会社北越銀行、株式会社大光銀行及び株式会社みずほ銀行との間で、それぞれ公開買付応募予約契約（以下「本応募予約契約」といいます。）を平成27年2月20日付で締結しており、本応募予約契約に基づいて応募する株式数の合計に相当する株式数となるよう設定したものであります。

（注 2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておらず、単元未満株式及び新株予約権も本公開買付けの対象としているため、買付予定数には、対象者が平成27年2月13日に提出した第32期第3四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成26年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（38,890,375株）から、同本四半期報告書に記載された平成26年12月31日現在の対象者の保有する自己株式数（3,260,907株）を控除した株式数（35,629,468株）に、平成26年12月31日現在の本新株予約権（2,430個）の目的となる対象者株式数（243,000株）を加算した数（35,872,468株）から平成27年2月24日現在公開買付者が保有する株式数（100株）を控除した株式数（35,872,368株）を記載しております。

（注 3）単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権

が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。  
(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成27年2月24日(火曜日)から平成27年4月6日(月曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

①普通株式 1株につき金245円

②新株予約権 本新株予約権1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数(27,792,125株)が買付予定数の下限(18,454,521株)に達しましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日および公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、平成27年4月7日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	27,792,125株	27,792,125株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ( )	一株	一株
株券等預託証券 ( )	一株	一株
合計	27,792,125株	27,792,125株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

#### (4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	184,541 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.44%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	277,922 個	(買付け等後における株券等所有割合 77.48%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	354,806 個	

(注1)「対象者の総株主の議決権の数」は、本四半期報告書に記載された平成26年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式を含む対象者普通株式(自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期報告書に記載された平成26年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(38,890,375株)から、同本四半期報告書に記載された平成26年12月31日現在の対象者の保有する自己株式数(3,260,907株)を控除した株式数(35,629,468株)に、平成26年12月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者株式数(243,000株)を加算した数(35,872,468株)に係る議決権の数(358,724個)を分母として計算しております。

(注2)「買付け等前における株券等所有割合」および「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称および本店の所在地  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

- ② 決済の開始日  
平成27年4月13日(月曜日)

- ③ 決済の方法  
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。  
買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

### 3. 公開買付け後の方針等および今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は対象者が所有する自己株式を除く対象者の発行済株式の全てを取得することを企図しておりますので、その場合には、対象者普通株式は、東京証券取引所の規定に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社BCJ-22  
株式会社東京証券取引所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号  
東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上